

# 平成 24 年度北日本看護学会

## 総会資料

日時：2012 年 9 月 1 日（土曜日）

## I 報告事項

- 1 理事会・評議員会報告 ..... 資料 1 (p.2)
- 2 庶務報告..... 資料 2 (p.3)
- 3 編集委員会報告..... 資料 3 (p.4)
- 4 研究奨励会報告..... 資料 4 (p.5)
- 5 その他

## II 審議事項

- 1 第 16 回学術集会会長の選出
- 2 会計報告および会計監査報告 ..... 資料 5 (p.6-7)
- 3 事業計画案 ..... 資料 6, 7 (p.8-9)
- 4 予算 ..... 資料 8 (p.10)
- 5 その他

## 理事会・評議員会報告

●平成 24 年度 第 1 回理事会・評議員会

日 時：日時：平成 24 年 4 月 14 日（土）11:00-12:00

場 所：山形大学医学部看護学科 1 階第 1 会議室

出席者：旧役員 9 名、新評議員 11 名

議 事：

1. 理事・幹事の選出
2. 理事長・副理事長の選出
3. 理事担当業務の分担
4. 新旧担当理事の申し送り
5. 第 16 回学術集会長について
6. 第 2 回理事会開催
7. 学会誌の残部、学会用パソコンの保管について
8. 看護系学会協議会への登録について

## 庶務報告

## 1. 組織について

## 1) 入会、会員手続きに関する業務

(1) 2011年4月1日から2012年3月31日までの新入会員数

10名（正会員 10名）

※2011年4月1日は482名でスタート

新入会 : 10名

途中退会 : 12名

復活者 : 1名

(2) 2012年3月31日現在の会員数

481名（正会員：465名、学生会員：16名）

※2012年4月1日の時点で107名の退会処理をしています

（退会希望：18名、会費未納者：89名）

(3) 2012年4月1日の会員数374名（正会員：364名、学生会員：10名）

(4) 2012年7月31日現在の会員数

435名（正会員：428名、学生会員：7名）

※4月1日以降の変動（入会者74名、再入会者3名、退会者16名）

## 2. 事業について

## 1) 第15回北日本看護学会学術集会

以下の開催予定となっていたが東日本大震災の影響を受け開催中止となった。

会期：平成23年

会場：宮城大学大和キャンパス

会長：遠藤芳子（宮城大学看護学部看護学科）

## 2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る。

## 3) 平成24年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金公募

研究奨励会報告に譲る。

## 3. 運営に関する会議

## 1) 総会

平成23年度北日本看護学会総会

会期：2011年10月31日（月）

東日本大震災の影響を受け、通常開催はできなかった。平成23年度総会は理事会の持ち回りで審議され、会員の皆様へ総会資料の送付を行った。会員からの郵送での合意確認により総会議案が可決された。

## 2) 理事会・評議員会

理事会・評議員会報告に譲る。

## 平成 23 年度 編集委員会活動報告

### I.活動報告

#### 1. 委員会の開催

- 4月12日(14巻1号への投稿論文の査読者の決定)
- 5月2日(査読に関すること)
- 5月19日(査読に関すること)
- 6月3日(査読に関すること)
- 6月8日(査読に関すること)
- 6月20日(査読に関すること)
- 8月1日(査読に関することおよび統計や英語要約の確認のための専門家依頼について)
- 8月3日(14巻2号への投稿論文の査読者の決定)
- 8月22日(査読に関すること)
- 11月30日(査読に関すること)
- 12月14日(掲載不可論文に関すること)
- 2月29日(査読に関すること)
- 4月14日 編集委員会委員引き継ぎ

#### 2. 学会誌発刊

- 1) 14巻1号(平成23年9月)の発刊
  - ・ 原著1篇, 研究報告3篇を掲載。
- 2) 14巻2号(平成24年2月)の発刊
  - ・ 研究報告2篇、資料1篇を掲載。

### II.平成 24 年度活動計画

#### 1. 学会誌の発刊

- 1)15巻1号
  - ・投稿論文:4篇の査読完了し,平成24年9月1日発刊。
  - ・原著2篇,研究報告1篇,資料1篇を掲載。
- 2)15巻2号
  - ・投稿論文:5篇あり査読依頼中
  - ・平成25年2月発刊予定。

## 研究奨励会報告

## 1. 北日本看護学会研究奨励会の平成 24 年度研究奨励金について

募集期間：平成 24 年 4 月 1 日～6 月 30 日

応募件数：1 件

審査期間：平成 24 年 8 月 16 日～8 月 30 日

審査結果：採用：ただし、データ管理はインターネットにつながらない PC 環境で  
実施すること

## 平成 24 年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金審査結果

No.	研究代表者	研究課題	採否	交付金
1	名古屋祐子	小児がんの子どもの看取りの時期における両親の考えかたの違いとその要因	採択	5 万円

## 2011 年度会計決算(案)

自 2011 年 4 月 1 日

至 2012 年 3 月 31 日

## &lt;収入の部&gt;

項 目	2011 年度予算	2011 年度決算	備 考
1. 年会費	1,530,000	1,290,000	
(正会員)	1,500,000	1,290,000	258 人
(学生会員)	30,000	0	
(賛助会員)	0	0	
2. 入会金	100,000	32,000	16 人
3. 繰越金	3,293,093	3,293,093	2010 年度より
4. その他	76,907	18,000	別刷り
		24,165	文献許諾使用料
		16,000	誤入金
合 計	5,000,000	4,673,258	

自 2011 年 4 月 1 日

至 2012 年 3 月 31 日

## &lt;支出の部&gt;


項 目	2011 年度予算	2011 年度決算	備 考
1. 学術集会補助費	0	0	
2. 研究奨励金	100,000	100,000	2 件
3. 印刷費	1,500,000	12,832	総会案内等
4. 通信費	130,000	14,330	携帯使用料
5. 郵送費	300,000	150,940	
6. 事務局運営費	500,000	32,264	
(備品費)	200,000	0	
(事務用品)	100,000	7,144	
(評議員改選費)	200,000	25,120	
7. 会議費	170,000	0	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	100,000	0	
(編集委員会)	50,000	0	
(奨励会委員会)	20,000	0	
8. 人件費	500,000	195,000	
(事務作業委託費)	100,000	100,000	
(臨時雇用)	400,000	95,000	
(旅費等)	0	0	
9. 予備費	1,300,000	0	
10. その他	500,000	0	
小 計	5,000,000	505,366	
繰越金	0	4,167,892	2012 年度に繰越
合 計	5,000,000	4,673,258	

2. 会計監査報告書

会 計 監 査 報 告 書

2011年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書綴および郵便貯金通帳を照合した結果、適正に取り扱われている事を確認しました。

2012年8月22日

監事 浅川 豊子 

会 計 監 査 報 告 書

2011年度における北日本看護学会の現金出納帳、領収書綴および郵便貯金通帳を照合した結果、適正に取り扱われている事を確認しました。

2012年8月27日

監事 岡田 忍 



## 2012年度事業計画

### 1. 北日本看護学会学術集会の開催

#### 1) 第15回北日本看護学会学術集会

会期：平成24年9月1日（土）・2日（日）

会場：宮城大学大和キャンパス

会長：遠藤芳子（宮城大学看護学部看護学科）

#### 2) 第16回北日本看護学会学術集会

会期：平成25年8月30日（金）・31日（土）

会場：山形県立保健医療大学

会長：菅原京子（山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科）

テーマ：自律・協働

### 2. 北日本看護学会誌の発行（2回）

### 3. 北日本看護学会研究奨励会平成25年度奨励研究募集（資料7）

## 北日本看護学会研究奨励会 平成25年度奨励研究募集要項

### 1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること (Microsoft Word 文書ファイル, Adobe Acrobat PDF ファイル)。

### 2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

### 3. 応募期間

平成25年4月1日から平成25年6月30日の間に必着のこと。

### 4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励会委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

### 5. 研究奨励会委員会

研究奨励会委員会は次の委員により構成される。

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 委員長 | 猪股 千代子 (札幌市立大学)     |
| 委員  | 石井 範子 (秋田大学医学部保健学科) |
| 委員  | 叶谷 由佳 (横浜市立大学)      |

### 6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より1件あたり1年間5万円以内の研究奨励金を交付する。申請は研究者1名につき1件までとする。

### 7. 応募書類は返却しない。

### 8. 研究奨励会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

[bureau@mail.njans.net](mailto:bureau@mail.njans.net)

(註1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励会研究によるものであることを明らかにする必要がある。

(註2) 奨励研究の成果は、次年度公刊される業績報告に基づいて研究奨励会委員会が検討、確認し理事長に報告するが、必要と認めた場合には指導、助言を行い、又は罰則 (北日本看護学会研究奨励会規程第6条) を適用することがある。

## 2012 年度会計予算(案)

自 2012 年 4 月 1 日

至 2013 年 3 月 31 日

## &lt;収入の部&gt;

項 目	2011 年度決算	2012 年度予算	備 考
1. 年会費	1,290,000	1,330,000	
(正会員)	1,290,000	1,300,000	260 人
(学生会員)	0	30,000	10 人
(賛助会員)	0	0	
2. 入会金	32,000	40,000	20 人
3. 繰越金	3,293,093	4,167,892	2011 年度より
4. その他	58,165	12,108	
合 計	4,673,258	5,550,000	

自 2012 年 4 月 1 日

至 2013 年 3 月 31 日

## &lt;支出の部&gt;

項 目	2011 年度決算	2012 年度予算	備 考
1. 学術集会補助費	0	1,000,000	第 16 回学術集会準備金
2. 研究奨励金	100,000	50,000	1 件
3. 印刷費	12,832	1,500,000	年会費請求、学会誌
4. 通信費	14,330	130,000	携帯電話使用料
5. 郵送費・手数料	150,940	300,000	はがき、切手、振込手数料
6. 事務局運営費	32,264	1,100,000	
(備品費)	0	1,000,000	パソコン(ソフト含む)4 台
(事務用品)	7,144	100,000	
(評議員改選費)	25,120	0	
7. 会議費	0	170,000	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	0	100,000	評議員と理事は重複のため
(編集委員会)	0	50,000	
(奨励会委員会)	0	20,000	
8. 人件費	195,000	500,000	
(事務作業委託費)	100,000	100,000	
(臨時雇用)	95,000	400,000	
(旅費等)	0	0	
9. 予備費	0	800,000	
10. その他	0	0	
小 計	505,366	5,550,000	
繰越金	4,167,892	0	
合 計	4,673,258	5,550,000	

## 北日本看護学会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北日本看護学会(North Japan Academy of Nursing Science)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、提携
- (5) その他目的達成に必要な活動

### 第3章 会員及び賛助会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人とする。

(賛助会員)

第6条 本会の賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において活動する個人または団体で、本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したものとす。

(会員の入会及び退会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金および会費)

第8条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の除名)

第9条 本会の会員、賛助会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

### 第4章 役員

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 若干名(常任理事 10名)
- (4) 監事 2名
- (5) 評議員 若干名

(理事長)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。

3 理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(副理事長)

第12条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。

3 副理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(理事)

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(監事)

第14条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第15条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。

3 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(学術集會会長)

第16条 本会は、毎年1回学術集會を主宰するために、学術集會会長を置く。

2 学術集會会長は、理事会の推薦により、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集會会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

## 第5章 會議

(會議の種類)

第17条 本会の運営のために、次の會議を開催する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 編集委員会

(5) 研究奨励会委員会

(総会)

第18条 本会の総会は、年1回理事長が招集して開催する。

2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、理事長は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第19条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から會議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第20条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくて

はならない。

- 4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。  
(編集委員会)

第21条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

- 2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。

- (1) 理事 3名
- (2) 評議員 2名
- (3) 正会員 相当数

- 3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。

- 4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

(研究奨励会委員会)

第22条 研究奨励会委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。

- 2 研究奨励会委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

- 3 委員長は研究奨励会委員会において互選し選出する。

- 4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

## 第6章 会計

(会計)

第23条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金、会費)

第24条 会員の入会金は、2,000円とする。

- 2 本会の年会費は、会員(大学院生を含む)5,000円、学生会員(大学生を含む)3,000円、賛助会員(1口)30,000円とする。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

## 第8章 補則

(委任)

第26条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。

- 2 本会設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 理事長 高橋みや子
- (2) 副理事長 1名
- (3) 常任理事 8名

- 3 平成10年8月29日 一部改正施行する。

- 4 平成11年8月28日 一部改正施行する。

- 5 平成12年8月25日 一部改正施行する。

- 6 平成18年8月19日 一部改正施行する。

## 北日本看護学会評議員名簿

地区（定員）	氏名	所属
北海道地区 （1名）	猪股 千代子	札幌医科大学保健医療学部
岩手地区 （1名）	遠藤 良仁	岩手県立大学看護学部
秋田地区 （1名）	石井 範子	秋田大学医学部保健学科
宮城地区 （4名）	遠藤 芳子	宮城大学看護学部
	高橋 みや子	宮城大学看護学部
	武田 淳子	宮城大学看護学部
	塩飽 仁	東北大学大学院医学系研究科
山形地区 （6名）	遠藤 恵子	山形県立保健医療大学
	叶谷 由佳	横浜市立大学医学部看護学科
	小林 淳子	山形大学医学部看護学科
	佐藤 和佳子	山形大学医学部看護学科
	布施 淳子	山形大学医学部看護学科
	古瀬 みどり	山形大学医学部看護学科
関東地区 （1名）	岡田 忍	千葉大学大学院看護学研究科
東京地区 （1名）	浅川 典子	埼玉医科大学保健医療学部

(合計 15 名，敬称略)

任期：平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

## 北日本看護学会理事・監事名簿（新役員）

役割	人数	氏名	所属
理事長	1名	塩飽 仁	東北大学医学部保健学科
副理事長	1名	小林 淳子	山形大学医学部看護学科
庶務	3名	○布施 淳子	山形大学医学部看護学科
		佐藤 和佳子	山形大学医学部看護学科
		遠藤 良仁	岩手県立大学看護学部
編集	3名	○遠藤 芳子	宮城大学看護学部
		高橋 みや子	宮城大学看護学部
		武田 淳子	宮城大学看護学部
研究奨励	4名	○猪股 千代子	札幌医科大学保健医療学部
		石井 範子	秋田大学医学部保健学科
		叶谷 由佳	横浜市立大学医学部看護学科
会計	2名	○遠藤 恵子	山形県立保健医療大学
		古瀬 みどり	山形大学医学部看護学科
監事	2名	岡田 忍	千葉大学大学院看護学研究科
		浅川 典子	埼玉医科大学保健医療学部

（○責任者，敬称略）

任期：平成24年4月1日～平成27年3月31日